

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）
- (2) 基本的施策として、
- ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。（第6条関係）
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。（第43条から第49条まで関係）

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(令和6年5月28日 参議院農林水産委員会)

(資料：参議院ホームページより抜粋)

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

地球規模での気候変動や国際情勢の不安定化、各国の人口動態や経済状況等に起因する食料需給の変動などにより、世界の食料事情は厳しさを増している。さらに、我が国においては、農業就業者数及び農地面積の減少に歯止めがかからず、農村人口の減少が進む中で、生産基盤が弱体化している。政府は、産業政策と地域政策を車の両輪として施策を講じてきたが、農村の中には集落機能の維持さえ懸念される所もあり、食料自給率は一度も目標が達成されたことがない。このような状況において、「農政の憲法」とされる食料・農業・農村基本法が果たすべき役割は極めて大きく、その改正により生産基盤の強化につながる理念と政策が構築されることへの期待が寄せられている。農業者の所得の向上、合理的な価格の形成、生産基盤の維持強化等の喫緊の課題への機動的かつ効果的な対応が求められる。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 食料安全保障の確保に関しては、国民一人一人が安全かつ十分な量の食料を入手できるようにすることが政府の責務であることを踏まえて施策を遂行すること。
- 二 国民に対する食料の安定的な供給については、食料の供給能力の維持向上を図り、国内の農業生産の増大を基本として確保し、これを通じて食料自給率の向上に努めること。農業生産においては、麦、大豆、飼料作物等の国内生産の拡大、輸入に頼る農業資材から堆肥等の国内資源への代替の促進など、食料及び農業資材の過度な輸入依存からの脱却を図るための施策を強化すること。
- 三 食料の価格に関しては、その持続的供給を支える国内農業の持続的な発展に資するよう、食料供給に必要な費用を考慮した合理的な価格の形成に向けた関係者の合意の醸成を図り、必要な制度の具体化を行うこと。
- 四 農業の持続的な発展には、農業者の生活の安定と営農意欲の維持が不可欠であることから、農業経営の安定を図りつつ、農業所得の向上を図るとともに、生産基盤の維持強化に必要な農業就業者を確保するため、新規就農支援等を積極的に推進すること。
- 五 障害者が社会の構成員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されることが重要であることに鑑み、障害者である農業者の役割分担並びにその有する技術及び能力に応じて、生きがいを持って農業に関する活動を行うことを促進し、関係省庁一体となり、障害者の福祉の向上を図るとともに、農福連携を推進すること。また、次期食料・農業・農村基本計画において、障害者等も貴重な農業人材であることを明確にすること。
- 六 食料消費に関する施策については、食品の安全性の確保を図る観点から、科学的知見に基づいて国民の健康への悪影響が未然に防止されるよう行うこと。また、食育は、食料自給率の向上等の食料安全保障の確保及び国内農業の振興に対する国民の理解醸成に重要なものであることから、その取組を強化すること。
- 七 食料システムにおける人権の尊重、家畜にできる限り苦痛を与えないなどアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理等を促進すること。
- 八 備蓄食料については、各品目の特性に応じ、民間在庫・流通在庫や代替輸入・国内増産の可能性、品目ごとのバランスも考慮した上で、適正な備蓄水準を検討し、計画的かつ透明性の高い運用を図ること。
- 九 望ましい農業構造の確立においては、地域における協議に基づき効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地域農業及び農地の確保並びに地域社会に果たす役割の重要性を十分に配慮すること。
- 十 農地を確保し、農業の持続的な発展に資するよう必要な支援措置を講ずるとともに、農業生産基盤に係る施設の維持管理などの費用の負担に対する支援措置を講ずること。水田は食料安全保障及び多面的機能の観点から優れた生産装置であることに鑑み、地域の判断も踏まえその活用を図ること。
- 十一 農業生産活動は自然環境の保全等に大きく寄与する側面と環境に負荷を与える側面があることに鑑み、温室効果ガスの排出削減、生物多様性の保全、有機農業の推進等により、環境と調和のとれた食料システムの確立を図ること。
- 十二 安定的な農業生産活動のためには安定的な種子の供給が重要であることに鑑み、その安定的な供給を確保するため地方公共団体等と連携して必要な取組を推進すること。
- 十三 農村は、食料の安定的な供給を行う基盤であり、かつ、国土の保全、自然環境の保全等の多面的機能が発揮されるとともに、多様な産業を生み出す地域資源を有する場であり、農村における地域社会の維持が農業の持続的な発展に不可欠であることに鑑み、食品産業の振興その他の地域社会の維持に必要な施策を講じ、農村の総合的な振興を図ること。都市農業は、都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能のみならず、都市における防災、都市住民の農業に対する理解の醸成等の多様な機能を果たしていることに鑑み、その推進に一層取り組むこと。

右決議する

新しい資本主義に基づいた農林水産・食品分野の政策の全体像

(資料：6/12 食料安定供給・農業基盤強化本部資料1より抜粋)

- 食料・農業・農村基本法改正案の国会成立を受けて、基本計画の改定に向けた作業に着手する。
- さらに、林野・水産分野も含め、農林水産・食品分野全体で、食料安全保障の強化、環境と調和のとれた産業への転換、人口減少等の社会課題に対応できるよう、官民連携で環境整備を図り、課題解決とともに、農林水産業の収益力の向上の実現を通じて、これらの所得の向上を図る。

社会課題	解決の方向性	具体策		
		農業・食品産業	水産	林野
所得の向上 〔産業としての 持続性・収益力の向上〕 ・ 担い手不足	合理的な価格の形成	川上から川下までの関係者の協議の促進		
		新たな法制度の検討 (持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮する価格形成の仕組みの創設) ※令和7年中の国会提出視野 コスト指標の作成に係る協議の促進	需給に関する重要情報の効果的な共有の促進 (住宅・非住宅需要、国産・輸入材価格の共有)	
	生産性向上 ・ 付加価値向上	〔スマート農業技術活用促進法案 サービス事業者の育成・確保〕	スマート技術の推進 〔自動給餌システム、漁場予測等 苗木運搬ドローン、森林資源のレーザ計測等〕	
		農地の大区画化、集積・集約化 法人の経営基盤強化 人口減少下での農業用インフラの保安全管理 ※令和7年中の国会提出視野	養殖業の成長産業化 (大規模沖合養殖の推進) 海洋環境の変化に対応した漁業への転換 〔不漁魚種から獲れる魚種への対象拡大や、養殖業の兼業化・転換〕	新たな法制度の検討 (森林の循環利用ができる林業経営体の育成と集積・集約化の促進) ※令和7年中の国会提出視野
世界の食料等の需給の不安定化	食料安全保障の抜本的強化	食料安全保障強化政策大綱 〔麦・大豆・飼料作物等の本作化、米粉の生産・利用拡大、堆肥・下水汚泥資源の活用、配合飼料用魚粉の国産化、食品アクセスの確保等〕		国産材利用の促進 〔住宅分野の横架材等、中高層建築物・公共建築物等の利用拡大〕
		TACによる資源管理の徹底 〔今国会提出法案に基づくクマガロの管理強化、クマガロの資源回復を踏まえ増枠を交渉〕 食料供給困難事態対策法案【不測時の対応】 (令和7年中に備蓄の方針を含む基本方針を策定 ※法案の成立状況を踏まえて対応)		
国内市場の縮小	農林水産物・食品の輸出促進	① 品目団体の形成 (27品目15団体) 〔コメ、青果物、畜産物、日本酒等 ホタテ貝、ぶり・たい、真珠、錦鯉 製材・合板〕 ② 輸出産地の形成 、③ 輸出支援プラットフォームの形成 (9か国・地域、15都市) 等		
環境等 持続可能性への取組	環境負荷低減等 持続可能性確保の 取組強化	クロスコンプライアンスの導入、J-クレジットの活用促進		
		先進的な環境負荷低減 の取組を行う場合に 交付金 を交付する仕組みの創設 (令和9年目途) 食料システムの持続性確保に向けた取組強化 (食品事業者支援)	ブルーカーボン、高性能漁船の導入など カーボンニュートラルの実現に向けた取組	
農山漁村の活性化	農山漁村への人の呼び込み等	地域資源を活用した産業振興 (農山漁村発イノベーション)		
		農福連携、農泊の推進 〔小水力発電〕	海業、渚泊の振興 エネルギーの地産地消 洋上風力発電	森林サービス産業の創出 木質バイオマス

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方 (資料: 6/12 食料安定供給・農業基盤強化本部資料 2 より抜粋)

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方**などの関連法案については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。



食料・農業・農村基本計画の改定

食料安全保障の強化に向けた施策の集中実施